

DXの推進を通じた新たな事業展開等を応援します

中小企業支援 「新たな日常」 対応補助金

社会経済情勢の変化に伴い、「新たな日常」への対応をはじめとした社会構造の変化等に的確に対応し、DX(デジタルトランスフォーメーション)推進を通じた新たな事業展開や価値創出に挑戦し、収益性の向上・競争力を強化しようとする県内ものづくり企業等の取組を支援します。

募集期間 令和3年8月6日(金) から令和3年9月7日(火) まで

- 補助対象となる取組**
- (1) DX等による経営革新に向けた試作開発・高度化支援
製品やサービスのあらゆるデータを蓄積・解析し、AIで未然の故障予知に活用するなど、事業革新に向けた高度化等を支援
(データの活用による新たな価値の創出)
 - (2) DX等による経営革新に伴う知財出願等支援
DXの活用により生まれた新たなビジネスモデルに係る知的財産を権利化し、競争力強化を図る取組を支援(特許等)
 - (3) 企業・部門間データ連携等DX推進支援
生産現場に費やすヒト・モノ・時間等のデータを蓄積・解析し、データに基づく経営判断を行う取組等を支援
(データに基づく経営手法の変革)
 - (4) DX牽引モデル企業の育成支援
三重県のDX牽引モデルとなる取組に対する支援
(データに基づく仮想空間での試作開発の実施、デジタルツイン等データを活用した企業間連携、技能やノウハウのデータ化による技術の伝承・人材育成等)

※DX(デジタルトランスフォーメーション)…クラウドやビッグデータ等のデジタル技術の活用により、企業活動をあらゆる面でより良い方向に変化させること。例えば、企業が市場動向の変化に対応した新しい製品やサービスを生み出し、競争上の優位性を確立すること。

補助内容

《対象者》 県内中小企業者、小規模企業者
《事業対象期間》 交付決定日から令和4年3月4日(金)まで
《補助率》 1/2以内
《補助上限額》 (1) 100万円以内 (2) 25万円以内
(3) 125万円以内 (4) 250万円以内

補助対象経費

①備品購入費、②原材料費・消耗品費、③外注加工費・委託費、
④使用料・賃借料、⑤クラウドサービス利用料、⑥産業財産権関連経費
※交付決定日以降の契約(発注)した経費が対象となり、支払いも含め事業対象期間内に終了してください。

【問合せ先】 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部ものづくり産業振興課 担当：吉岡
電話：059-224-2749 FAX：059-224-2078
Eメール：monozy@pref.mie.lg.jp

中小企業支援「新たな日常」対応補助金

申請書類の 入手方法

三重県ホームページからダウンロードしてください。
<https://www.pref.mie.lg.jp/TOPICS/m0031300313.htm>



応募に必要な書類

- (1) 交付申請書（様式第1号）
 - (2) 事業計画書（別紙（様式第1号関係））
 - (3) 法人に係る定款及び登記事項証明書（写し可）
 - (4) 最新の財務諸表の写し（貸借対照表、損益計算書等）
 - (5) 県税事務所が発行する滞納がないことを証明する書類
 - (6) 税務署が発行する納税証明書
（納税証明書その3 消費税及び地方消費税）
- ※(5)、(6)は、発行日が6カ月以内のものに限る（写し可）。

申請方法

必要書類を以下まで郵送又はメールにて送付してください。
※9月7日（火）17：00 必着
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部ものづくり産業振興課 宛
Eメール monozu@pref.mie.lg.jp

事業の 採択基準

- ①事業の目的
 - ・DX推進を通じた新たな事業展開や価値創出に挑戦し、企業の収益性の向上・競争力を強化しようとする取組となっているか。
 - ・企業の事業戦略として位置づけられているか。
 - ②手法の妥当性
 - ・①の目的を達成するための手法として、申請にかかる事業を実施することが妥当か。
 - ・DXを推進することで、新たな製品開発、経営革新等につながるような取組となっているか。
 - ・事業を実施するための費用の見積りは妥当か。
 - ③事業の実現性
 - ・事業の規模、実施方法や実施スケジュールは妥当か。
 - ・実施体制は妥当か。
 - ④期待される効果
 - ・県内のDX推進を牽引するモデル事業たりうるか。
 - ・事業実施により、その成果を活用したさらなるステップアップを図ることが期待できるか。
 - ・新しい「三重のものづくり産業」のあるべき姿の実現に資する取組か。
- <加点事項>
- ・「地方公共団体による小規模事業者支援推進事業費補助金交付要綱」により国（中小企業庁）が支援の対象とする「小規模企業者」である。

【問合せ先】 〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県雇用経済部ものづくり産業振興課 担当：吉岡
電話：059-224-2749 FAX：059-224-2078
Eメール：monozu@pref.mie.lg.jp